

令和3年度後期 学費免除・徴収猶予申請について

1. 学費（入学料・授業料）免除の申請について

（1）申請資格者

◆ 入学料免除

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、以下のいずれかに該当する者。

（ア）経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。（大学院入学許可者のみ）

（イ）入学前1年以内において、申請者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められる者。

（ウ）その他やむを得ない事情があると認められる者。

（エ）修学支援制度の採用者、又は申請予定の者（学部入学許可者のみ）

◆ 授業料免除

本学の学生（研究生又は聴講生等は除く）で次のいずれかに該当する者。

（ア）経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

（イ）申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる者。

（ウ）その他やむを得ない事情があると認められる者。

（2）申請手続・申請期間

申請書入手方法：7月30日（金）以降に東京大学 HP（下記 URL）からダウンロード

申請方法：簡易書留郵便による郵送のみ

申請期間：10月新入生（※）8月2日（月）から入学予定学部・研究科等の入学手続期間最終日まで
「入学手続最終日消印有効」かつ「その2営業日後までに必着」

※注意 ・入学料・授業料両方の免除を申請する場合、必ず上記期間内に申請してください。

・入学料免除を申請しない場合、授業料免除の締切は在学生同様10月7日（木）です。

在学生 8月2日（月）から10月7日（木）まで

「10月7日（木）消印有効」かつ「10月11日（月）までに必着」

申請方法詳細・申請書ダウンロード：

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html



2. 学費徴収猶予（延納・分納）の申請について

入学料免除及び授業料免除の申請を行うと、結果通知（1月中旬）までの期間、入学料及び授業料の支払いは猶予されます。

それ以上の猶予を希望する場合は、申請様式一式を送付しますので、下記お問い合わせ先までメールでご連絡ください。申請期間は学費免除と同一です。

問い合わせ先：東京大学本部奨学厚生課奨学チーム

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※お問い合わせの際は、氏名・所属（予定）の学部（研究科）・学籍番号を本文に記載してください。